AIPPI

e-News No.53

2017年7月20日

本号の内容

- AIPPI Standing Committees
- <u>2017</u> 年 AIPPI シドニー総会
- 今後の行事
- 政府機関 & NGO
- 記事・解説

AIPPI Standing Committees

紆余曲折が続く UPC の最新動向

AIPPI UP/UPC Committee

英国政府は、2016年11月28日の時点では、統一特許裁判所(UPC)協定を批准する準備を進めることを確認していましたが、2017年3月末になって、リスボン条約第50条に基づき、EUからの離脱を正式に通告したため、EU加盟27カ国との間で、2年かけて脱退協定の交渉を行うことになりました。

2017 年 AIPPI シドニー総会

シドニー総会まで、あと3カ月!

AIPPI 2017 Professional Congress Organizer

この機会に、ぜひ登録してください!

2017年10月13日~17日に開催されるシドニー総会には、すでに79カ国から1,100名を超える参加登録をいただいています。シドニー総会が、今までで最も心に残る総会の一つとなるよう、組織委員会としても準備に励んでおります。まだオンライン登録を受け付けているので、この機会を逃すことなく、ぜひ「シドニー総会への参加登録」をToDoリストの最優先事項にしてください。

若い会員(36歳未満)のみなさまへ(※)

シドニー総会では、新たに若者向けイベントを開催します。AIPPIの将来を担う若い会員どうし楽しく交流し、ネットワーク作りも体験してください。

この初めての Young AIPPI Forum は、シドニー総会開催中の 10 月 14 日午後 2:00~5:00、Home Nightclub(総会の会場から徒歩数分のところにある、トレンディーなナイトクラブ)で行われます。

Young AIPPI Forum は、異文化交流に対する意識と能力を高めるのにも役立つ、積極参加型のイベントです。司会進行は、経験豊かなプロのプレゼンターが務め、本部メンバーもお手伝いします。

このイベントは、AIPPIの将来に対するコミットメントを明確に示すものです。若い会員(Junior Member)は、**総会参加費の50%割引**を受けられます。AIPPIの若い会員どうしのネットワークを作り、交流を推進することを目的としたフォーラムです。

詳細は追ってお知らせします。

シドニー総会、そしてその後の Young AIPPI Forum においても、多くの若い会員が参加されることを期待しています。

※事務局注:総会参加費の50%割引の適用は、規則上は36歳未満ですので、翻訳時に 修正してあります。

シドニー総会へはエミレーツ航空をご利用ください

このたび、エミレーツ航空を、2017 年 AIPPI シドニー総会の提携航空会社に選定しました。エミレーツ航空はドバイを本拠地として、世界 6 大陸をすべてカバーし、現在 150 を超える目的地へ就航しています。

参加登録を済ませると、エミレーツ航空のウェブサイト(<u>www.emirates.com</u>)で、特別運賃が適用されるプロモーション・コードが発行されます。

詳細は本部ウェブサイト(www.aippi.org)をご覧ください。

AIPPI 総会におけるスポンサー募集のご案内

2017年の AIPPI 総会は、10月にオーストラリアのシドニーで開催されます。真新しい最先端のコンベンションセンターへ集う、世界各国からの参加者に PR できる貴重な機会です。新たな試みとして、AIPPI ウェブサイトのバナーや、各会場のスクリーンなども使用して、より目につきやすい形でスポンサー名が表示されるようにしました。そして、これまで以上に、スポンサーと参加者が親しく交流できる機会を多くするための、新たな工夫も採り入れています。シドニー総会は、スポンサーの皆様に素晴らしい機会を提供します。スポンサー募集のパンフレットをご覧になってご検討ください。

今後の行事

2018 年および 2019 年の AIPPI 総会について

以下の通り、開催日が決まりましたので、お知らせします。

- 2018年AIPPIカンクン総会 2018年9月23日~26日
- 2019年 AIPPI ロンドン総会 2019年9月15日~18日

会場に関する詳細は、10月のシドニー総会でお知らせします。

政府機関 & NGO

IBA 年次総会 - 2017年10月8日~13日

国際法曹協会(IBA)の<u>年次総会</u>は、世界中の法曹人にとって、会合、知識の共有、交流、人脈作り、ビジネス開拓などの機会が得られる最高峰の会合です。

企業内弁護士フォーラムでは、企業内弁護士にとって最も関心の高い以下のようなテーマでセッションを行います。

- 法律に関係ないことも:企業内弁護士のその他の役割
- 企業文化と法令遵守・企業統治の正三角形
- 完璧なセールストーク:不動産取引の弁護士業務から学ぶこと

さらに **10** 月 **11** 日には、企業内弁護士のみが参加できる朝食会があります。企業内弁護士の業務における体験を聞き、学ぶことのできるすばらしい機会です。

- プログラム
- オンライン登録
- 登録フォームに記入し、email で confs@int-bar.org まで返送してください。
- Fax: +44 (0)20 7842 0091

記事・解説

中国:知的財産侵害に対する複数の法的措置による圧力強化

Shuhua Zhang (WAN HUI DA Law Firm & Intellectual Property Agency, China)

あらまし

ドイツ企業 STIHL は中国において、商標侵害者が刑事訴追された後も、最大限の圧力をかけるため、その侵害者と唯一の株主に対して、権利者の混同を招いたとして、商標の模倣と詐称通用で民事訴訟を起こしました。

日本:特許庁が色彩のみからなる商標の登録を認める初めての判断

乾裕介 (窪田法律事務所)

2017年3月1日、日本国特許庁(JPO)は、色彩のみからなる商標を登録する判断が初めてされたことをニュースリリースで公表しました。JPO における色彩商標の登録査定は、色彩商標の登録出願の受付が2015年4月に開始されてから、今回が初めてです。

米国:「侮辱的」の解釈-米国では「侮辱的」とされない商標

Joshua B. Goldberg (Nath, Goldberg & Meyer, U.S.A.)

米国最高裁は、商標「The Slants」の拒絶に関する上告審で、連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) の判決を支持し、米国商標法第 2 条(a)に定める「他者を軽蔑する」商標の登録に対する制限を無効としました。この第 2 条(a)では、米国特許商標庁は「人(生存しているか死亡しているかを問わない)、団体、信仰もしくは国民的な象徴を軽蔑する、侮辱する、またはそれらの評判を落とす」おそれのある商標の登録を禁ずることができると定めています。

国際知的財産保護協会(AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich
Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85
enews@aippi.org | www.aippi.org

免責事項:

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。 AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。